



# 扶養認定対象者状況届 (子供用2)

16歳未満の子については提出不要

〔手順〕 はい、いいえに○をし、該当する項目に必ず **チェック** や **記入** をしながら 進んでください。  
「必要書類」を確認し、必ず添付をお願いします。

## スタート

対象者氏名	続柄	年齢

16歳以上で、収入がありますか？

現在全く収入がない方

\*以前就労していた方は「いいえ」にもお進みください。

「非課税証明書」を添付

\*前年の給与収入や別の所得があったために「課税証明書」が発行されてしまう場合は添付不要  
ただし「退職日が確認できる書類」「廃業届」等を添付（[2]参照）

この届出をする1年以内に勤めていたことがありますか？  
(パート・アルバイト含む)

【退職日】 年 月 日

雇用保険の失業給付を受けていますか？

失業給付

[1]  受給中 …… 「雇用保険受給資格証」または「雇用保険受給資格通知」の写しを添付  
\*氏名・離職年月日・基本手当日額、初回認定日(処理月日)が記載のページ

\*下記基本日額以上の場合は認定できません。  
3,612円(60歳未満)  
5,000円(障害年金受給者)

[2]  受給権なし  受給権を放棄  
 受給申請前  受給待期中  ※受給延長  
①「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」と  
②「退職日が確認できる書類」  
(「退職証明書」、「源泉徴収票」(退職日記載のもの)「資格喪失証明書」(退職日記載のもの)等)の写しを添付  
※受給延長の場合のみ、①②に加え  
後日「雇用保険受給延長通知書」の写しを提出

[3]  受給終了  
「雇用保険受給資格証」または「雇用保険受給資格通知」の写しを添付  
\*氏名・離職年月日・基本手当日額が記載、【支給終了】の印字があるページ

《給与収入がある場合》

給与

「直近3ヶ月の給与明細」の写しを添付 (前年度源泉徴収票不可)

〔年収見込額の算出〕 \*給与、賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費含む。

① 直近3ヶ月の給与総支給額の合計 = \_\_\_\_\_ 円

② 年収見込額を下記の式により算出します。  
〔算出式〕 ① × 4 = 年収見込額 \_\_\_\_\_ 円

\*賞与がある場合は「賞与の明細」も添付し、上記②の年収見込額に 賞与(年間分)をプラスした額を記入

\*給与明細は、会社名・氏名が確認できるもの。手書きの場合は社名印が必要。

\*雇用形態変更により収入が減る場合は「雇用契約書」「労働条件通知書」等の写しを添付→年収見込額が算出できるもの(収入が減る前の給与明細は不要)認定後「3ヶ月分の給与明細(写し)」提出により実態を確認します。

\*事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入増の方は「雇用契約書」の写しと「事業主証明書」(原本)を添付

給与収入以外の恒常的な収入がありますか？

いいえ

年金その他

年金収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
「直近の年金額と氏名記載の通知書」の写しを添付  
(老齢厚生年金・厚生年金基金・国民年金・障害年金・遺族年金・恩給・企業年金等の「年金振込通知書」の写し等)

手当金収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 自営業収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 農業収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 事業収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 不動産収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 その他( \_\_\_\_\_ )による収入 \_\_\_\_\_ 円/年間

「受給資格証」や「給付金通知書」の写しを添付  
直近の税務署が受領したことが分かる「確定申告書」と「収支内訳書」、「青色申告決算書」等の写しを添付

〔直接的必要経費とはみなさない項目〕  
減価償却費、貸倒引当金、貸倒金、雑費、青色申告特別控除、租税公課、広告宣伝費、損害保険料、利子割引料、福利厚生費、交際費、諸会費、新聞、図書費など

\*自営業・農業・事業・不動産等の各収入は、直接的必要経費控除後の額を記入

その他の恒常的な収入がありますか？

はい

別居ですか？

(1) 全日制高校生、大学生、予備校生、専門学校生

: 学生証(写し) (仕送り証明は不要)

(2) 上記(1)以外 : 仕送り証明必須

〔仕送り額〕 毎月 \_\_\_\_\_ 円

○振込明細書(写し)もしくは現金書留の控えなど直近3ヶ月分を添付

別居の場合

仕送り確認

年収トータル(※)は130万円未満  
被保険者の年収の1/2未満ですか？  
(障害年金受給者は180万円未満)

いいえ  
認定できません

はい

【全員必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」(本籍記載不要、マイナンバー記載なし)

⇒別居の場合は、被保険者本人と対象者それぞれの世帯全員の「住民票」を添付

同居の場合

\*必要により上記以外の確認書類を求める場合があります。\*住民票、非課税証明書等公的証明書は3ヶ月以内に交付の原本に限ります。

\*記入もれやチェックもれ、書類の不備は認定遅れの原因となりますのでご注意ください。

(※) 年収トータル: 給与収入について事業主証明書のある方(一時的な収入増の方)は当該証明書に記載されている「雇用契約等により本来想定される年間収入」を使用して計算してください。